

注意**ソムリエバッジ等、認定バッジの取扱いに関するお願い**

当協会は呼称資格認定試験に合格後、認定登録申請をされた方に対し、認定バッジの貸与を行っておりますが、当協会が発行・貸与した認定バッジが、インターネット上のオークションサイト等に出品されている事態を確認しております。

当協会が実施している呼称資格認定試験及びソムリエ等の認定は、当協会の目的である「酒類・飲料の普及、公衆衛生の向上に資すること」に照らし、ソムリエ等の育成のためになされるものであり、認定バッジの貸与は、その資格保持者であることを対外的に示すためになされるものです。

また、2017年以降は、呼称資格認定試験の募集要項に「認定証、資格認定カード、認定バッジは認定者に貸与されるものです。第三者への貸与、譲渡、転売などの行為は固く禁止いたします。」と明確に記載し、当該事項に承諾の上で受験をいただいております。

したがいまして、当協会が貸与している認定バッジ等をインターネット上のオークションサイト等に出品したり、第三者に対して譲渡、転売したりする行為は、当協会の業務を妨げ、他人の物を処分する行為として、刑事処分の対象になり得ます。

当協会は、認定バッジ等の模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為について、厳格に対処しております。インターネットオークションサイトにおいて呼称資格認定バッジが出品された事案において、出品されたバッジを落札し、調査により出品者を特定して、当該出品者に対する訴訟を提起しました。同訴訟については、裁判所より勝訴判決を得て、当該出品者に対しては損害金519,096円の支払いが命じられ、損害金の支払いを受けております。

今後も、認定バッジ等の模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為が確認された場合、厳格に対処してまいります。認定バッジは認定者に貸与されるものであり、第三者への貸与・譲渡・転売などはできません。訴訟等の法的措置により対処するほか、資格認定を取り消す場合もありますので、その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

呼称資格認定試験に合格され、認定バッジを貸与された資格保持者の皆さまにおかれましては、呼称資格の意義を再度ご確認くださいとともに、資格保持者としての責任ある行動をお願い申し上げます。

雇用主の方へ

今般、上記の事例にありましたようにインターネットオークション等で取得したソムリエ等の認定バッジをもとに、資格保持者と偽って求人に応募する者がいるとの情報を得ております。認定バッジを持っているからといってその証明にはならないということをご理解いただき、当協会が認定しておりますソムリエ等の資格保持者を雇用条件とされる場合は、被雇用者に対して資格取得確認のため、当協会発行の「資格証明書」または「資格認定カード」の提出を依頼していただきますようお願い申し上げます。

当協会といたしましても、このような行為は雇用主様だけではなく、当協会の事業に大きな損害を与える行為と言えますので、ご周知の程よろしくお願い申し上げます。